平成３０年（フ）第７３号
広島県府中市出口町829番地２
債務者　山本　雄二
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第９２号
徳島県徳島市国府町日開175番地の12
債務者　濵野　直樹
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９３号
徳島県徳島市国府町日開175番地の12
債務者　濵野　理絵
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９３号
愛媛県松山市**溝**辺町162番地３
債務者　園田　実作
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２５号
愛媛県松山市西垣生町198番地７
債務者　坂本　理影
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３８号
愛媛県西条市福武甲1032番地３、前住所愛媛県西条市福武甲531番地９
債務者　越智大二郎
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第４１号
愛媛県四国中央市土居町津根3477番地
債務者　鎌倉　省一
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第１０２号
福岡県久留米市西町1490番地４
債務者　杉本　五月
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第６号
福岡県八女市本町２番地336
債務者　大鶴　道則
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成３０年（フ）第１４２号
大分市大字政所2227番地の３（ヤングヴィレッジⅠ107）
債務者　佐藤　京二
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１６号
鹿児島県奄美市名瀬大字仲勝1300番地３
債務者　福崎　瑠花（旧姓川畑）
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成３０年（フ）第３０号
鹿児島県伊佐市大口里2766番地１　県営高校西団地１棟302号
債務者　中原　嘉仁
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第３９号
鹿児島県姶良市西餅田3342番地
債務者　大澤　秀人
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第４１号
鹿児島県霧島市隼人町内山田1813番地１　宮西団地６
債務者　有馬　純徳
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第３９号
宮城県栗原市築館伊豆２丁目５番19号　アクシスＩＺＵ　Ｂ―102
債務者　山崎　　聖
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第４４号
宮城県栗原市志波姫沼崎新田11番地７
債務者　高橋　順子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
金沢市神宮寺２丁目５番14号　シャトーグレース　301号、従前の住所金沢市野町１丁目３番66号（従前々の住所）岐阜県大野郡白川村大字御母衣316番地の２
債務者　戸川　洋治
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
金沢地方裁判所民事部